

令和5年7月11日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
高 井 康 之  
(公印省略)

「医療計画及び介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」の一部改正について」の送付について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局介護保険計画課長、保険局医療介護連携政策課長の連名で各都道府県衛生主管部（局）長及び介護保険主管部（局）長宛に標記の文書が発出された旨、日本医師会より通知がありました。

医療計画の在宅医療等の整備目標（以下「整備目標」）と介護保険事業（支援）計画におけるサービスの量の見込み（以下「サービスの量の見込み」）を整合的に定めることについては、平成29年8月10日付の通知「第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」（平成29年8月18日付日医発第498号（地I135）（介64）にて案内）が発出されております。

また、第8次医療計画の中間見直しにおける整備目標、第8期介護保険事業（支援）計画におけるサービスの量の見込みの整合性については、令和2年8月26日付で本通知と同題の通知が発出されています。（日本医師会からは令和2年9月4日付（地296）（介118）にて案内）

さて、本通知は、第8次医療計画における整備目標と第9期介護保険事業（支援）計画におけるサービスの量の見込みを整合的に定めるにあたっての基本的な考え方につき、お示しするものです。

具体的には、以下の通り改正しています。

#### [基本的な方針]

- 介護保険事業（支援）計画は、2025年やその後の生産年齢人口の減少の加速等を見据えた中長期的なサービスの種類ごとの量の推計値を定めること
- 第8次医療計画及び第9期介護保険事業（支援）計画において、2025年以降の整備目標や介護サービス種類ごとの見込み量を設定する際は、地域医療構想との関係も踏まえること

#### [追加的需要への対応の考え方]

- 地域医療構想における市町村ごとの追加的需要の推計については、令和7年度末までの8年（地域差の解消を2030年までに実施することとしている場合にあっては、令和12年度末までの13年間）まで、毎年度同じ量ずつ増加するものと仮定して推計すること

#### [医療計画における在宅医療の整備目標]

- 第8次の在宅医療等の整備目標の設定に当たっては、第9期介護保険事業（支援）計画と整合的なものとなるよう、KDB（国保データベースのデータ）等も参考に、令和5年度末までの在宅医療の整備状況を評価した上で、令和8年度末における目標を設定すること

#### [介護保険事業（支援）計画におけるサービスの量の見込み]

- 第9期のサービスの量の見込みについては、第8期と同様、転換意向調査に基づき、市町村と都道府県の連携のもと、高齢者のニーズや医療機関の転換意向を把握し、令和8年度末までの介護保険対象サービスへの転換等の見込量を下限とし、地域医療構想に伴う追加的需要として見込むこととすること
- 地域医療構想に伴う追加的需要のうち、その他の高齢化の動向に伴う需要増等については、第8期までの傾向を令和8年度まで伸ばして計上することを基本とし、第8期までの受け皿整備の進捗状況や3(2)の在宅医療の数値も参考として必要な調整を行うこと

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますようお願い申し上げます。

＜担当＞大阪府医師会地域医療2課（西井・吉田・竹村）  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737